

## 沼田市本人通知制度事前登録申込書

（あて先）沼田市長

令和 年 月 日

沼田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、事前登録を申し込みます。

## ①事前登録する人（申込者）について記入してください。

ふりがな	
氏名	
生年月日	大正・昭和 平成・令和・西暦 年 月 日
電話番号	
現住所	〒 ー
通知対象とするもの	<input type="checkbox"/> 住民票の写し等（現・除・住民票記載事項証明書） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し（現・除・改原） <input type="checkbox"/> 戸籍の証明（現・除・改原・除謄）
住民登録地	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（記入してください） 沼田市 町 番地 （アパート名等）
本籍	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（記入してください） 沼田市 町 番地
筆頭者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> その他（記入してください）
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）

## ②法定代理人及び代理人による申込みの場合は、代理人について記入してください。

<input type="checkbox"/> 法定代理人（未成年者・成年被後見人）	添付書類： <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 代理人	添付書類： <input type="checkbox"/> 委任状
現住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> その他（記入してください） 〒 ー
ふりがな	
氏名	
生年月日	大正・昭和 平成・令和・西暦 年 月 日
電話番号	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> その他（記入してください）
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）

※裏面の事項を読み、その内容を承諾された方は□にチェックをお願いします。

裏面の事項を承諾します。

## 沼田市本人通知制度について

- 1 この制度は、沼田市において、事前登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（住民基本台帳法の規定による住民票の写し、除票、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、除附票、戸籍法の規定による戸籍・除籍の証明、除籍謄抄本）を第三者に取得された際に、その事実について事前登録者に通知するものです。
- 2 事前登録の申込みは、事前登録者本人による申請となります。また、未成年者及び成年後見人の場合は、法定代理人が申請することができます。事前登録を希望する人又は既に登録をしている者が、疾病等やむを得ない理由により自ら手続できないときは、代理人による申請をすることができます。
- 3 事前登録の申込みの際は次の書類を提示し、又は提出してください。
  - ① あなたが本人であることを証する書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等官公署発行の顔写真が貼付された身分証明書等）
  - ② あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍の証明等。本市が在籍地の場合は省略可能）
  - ③ あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等で委任者の自署または記名押印のあるもの）
- 4 疾病等やむを得ない事情により、郵便又は信書便（以下「郵便等」とする。）により事前登録を申込みするときは、この申込書と本人であることを証する書類の写しを添えて沼田市役所市民部市民課市民窓口係までお申込みください。
- 5 事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、沼田市本人通知制度交付通知書を送付します。事前登録者本人又は代理人が申込みした場合は事前登録者宛てに送付し、法定代理人が申込みした場合は法定代理人宛てに送付します。

ただし、本人又は同世帯員からの住民票の写しの請求、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属による戸籍の証明の請求、権利行使（債権回収等）、国又は地方公共団体の請求、特定事務受任者（弁護士や司法書士等が、裁判、訴訟手続や紛争処理手続についての代理事務に使用するための請求）の申請で証明が発行された場合は、通知対象から除かれます。
- 6 沼田市本人通知制度交付通知書は、第三者に証明書を交付した日付、証明書の種別及び通数、交付請求者の種別を通知するものです。

第三者に交付した住民票の写し等の請求にかかる情報について確認したい場合は、沼田市個人情報保護条例第13条の規定に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。

ただし、開示請求された自己情報については、沼田市個人情報保護条例の規定の範囲内で情報が開示されます。
- 7 事前登録の有効期間は登録日より3年間となります。転出、転居等により事前登録申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、届出が必要になります。

また、事前登録者が死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき又は所在不明等で郵送物が送達されないときは、事前登録を廃止します。